

新型コロナウイルス感染症に関する療養費支給申請の臨時的な取扱いについて

今般、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」において「感染防止の観点から、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する」とされたことを踏まえ、標記について下記のとおり取扱うよう通知がありましたのでお知らせします。

記

1 対象となる療養費

- (1) はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧
- (2) あん摩マッサージ指圧の変形徒手矯正術
- (3) 小児弱視等の治療用眼鏡等

2 対象となる支給期間

令和2年2月25日から令和2年4月30日まで

3 臨時的な取扱い

- (1) はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の医師の再同意

前回交付の同意書に基づく支給可能な期間の最終日が令和2年2月25日から令和2年4月30日までである場合において、支給可能な期間を超えた日から令和2年4月30日までの期間に受けた施術については、引き続き療養費の支給対象と認めること。

なお、さらに引き続き施術の必要がある場合は、遅くとも令和2年4月30日までに医師の診察を受け、同意書の交付を受ける必要があること。

- (2) あん摩マッサージ指圧の変形徒手矯正術の医師の再同意

医師の診察は、電話等を用いたもので差し支えないこと。

また、当該診察に基づく再同意は、患者が実際に医師から同意を得ておれば、同意書の交付は要しないこと。

※ 初回の同意については、(1)(2)ともに従来どおり、医師の診察及び同意書の交付が必要です。

- (3) 小児弱視等の治療用眼鏡等

支給対象は通知により9歳未満の小児とされているが、令和2年2月25日から令和2年4月30日までに9歳となる小児が、保険医の診察及び検査並びに治療用眼鏡等の作成指示を令和2年4月30日までに受けた場合は、支給対象年齢にかかわらず療養費の支給対象とすること。

4 療養費支給申請書の申請方法

(1) はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧

療養費支給申請書に同意書を添付できない場合は、前回交付の同意書の内容を申請書の「同意記録」の各欄に記載し、申請書下方の余白部分に添付できない具体的理由を記載。

例：「新型コロナウイルスの感染防止のため医療機関を受診していない」

(2) あん摩マッサージ指圧の変形徒手矯正術

療養費支給申請書に同意書を添付できない場合は、電話等を用いた診察に基づく同意の内容を申請書の「同意記録」の各欄に記載し、申請書下方の余白部分に添付できない具体的理由を記載。

例：「新型コロナウイルスの感染防止のため電話で診察及び同意を受けた」

(3) 小児弱視等の治療用眼鏡等

従来どおり。

※ この取扱いは新型コロナウイルス感染症の発生という事態を踏まえた臨時的なものです。

【参考】

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧に係る療養費は、支給対象となる疾病であり、医師の同意がある場合に限られる。

	はり、きゅう	あん摩マッサージ指圧
対象疾病	慢性病で医師による適当な治療手段がないのもの。 主として神経痛・リウマチ、類症疾患（頸肩腕症候群・五十肩・腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等）	主として、筋麻痺、関節拘縮等に対するもの。
医師の同意	必要	必要
同意書による支給可能期間	初療又は医師による再同意日から起算して6ヶ月（初療又は再同意日が月の15日以前の場合は当該月の5ヶ月後の月の末日、16日以降の場合は当該月の6ヶ月後の末日）	同左 （変形徒手矯正術） 初療又は医師による再同意日から起算して1ヶ月